

(目的)

第1条 この規則は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(平27規則10・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が交付する補助金、交付金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者等 補助金等の交付の決定を受けて補助事業等を行うものをいう。

(交付の基準)

第3条 市長は、毎年度予算の範囲内で、補助事業等の実施に必要な経費の全部又は一部を補助するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書又は事業概要書

(2) 収支予算書

(3) 工事の施行を伴うものは、実施設計書及び図面

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金等の交付を決定したときは補助金等交付決定通知書(様式第2号)により、交付をしないことを決定したときは補助金等不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者にその決定を通知するものとする。

3 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 補助金等の交付を申請した者は、前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに文書をもって申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による交付の決定通知をした後において、市の財政状況その他特段の事情の変更が生じた場合には、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、又は決定の内容若しくは条件を変更したときは、速やかに補助金等交付決定取消等通知書(様式第4号)により当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助事業等の内容の変更)

第8条 補助事業者等は、補助事業等の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業等変更等申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第5条の規定は、前項の規定による変更の申請があった場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、補助金等を他の用途に使用してはならない。

(状況報告及び調査等)

第10条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を図るために必要があると認めるときは、補助事業等の遂行の状況又は過去の実績等について、補助事業者等に報告させ、又は当該職員に現地調査を行わせることができる。

2 補助事業者等は、前項に規定する報告の要求に応じ、又は現地調査に協力するとともに、関係書類その他の物件の提出の要求があったときは、それを拒んではならない。

3 市長は、第1項に規定する報告又は現地調査により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って執行されないと認めるときは、当該補助事業者等に対し、これらに従って執行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、完了後2週間以内に補助事業等実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 決算書又は精算書

(2) その他市長が必要と認めた書類

(実績報告の審査等)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 市長は、前項の規定により審査の結果、当該補助事業の内容が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対し、命じることができる。

3 前項の規定による命令を受けた補助事業者等は、当該命令に従うとともに、その結果を直ちに市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告の審査の結果、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに当該補助金等の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書(様式第7号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第14条 市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後に、補助金等を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金等の額の確定前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができる。

(補助金等の請求)

第15条 補助事業者等は、補助金等の交付の請求をしようとするときは、第5条第2項に規定する補助金等交付決定通知書の定めるところに従い、補助金等交付請求書(様式第8号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金等を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助事業等を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助事業等に関して、詐欺その他不正行為を行ったとき。

(5) その他この規則に違反したとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金等の返還)

第17条 市長は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金等が既に交付されているときは、補助金等返還命令書(様式第9号)により、速やかに当該補助事業者等に対し、その返還を命ずるものとする。

(手続の省略)

第18条 市長は、特に認める簡易な補助金等については、第4条、第8条、第11条、第13条及び第15条に規定する手続又は添付書類の一部を省略することができる。

(補助金等の見直し)

第19条 市長は、補助金等について適宜評価を行い、当該補助金等の充実、縮小、廃止その他の見直しを行うものとする。

(平27規則10・追加)

(補助金等の公表)

第20条 市長は、補助金等の透明化を図るため、前条の見直しの結果及び補助金等の交付内容等に関する情報を公表するものとする。

(平27規則10・追加)

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平27規則10・旧第19条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(三田市事務処理規則の一部改正)

2 三田市事務処理規則(昭和51年三田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

付 則(平成27年規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(令和3年規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後にこの規則による改正前の様式により提出された申請書等は、当分の間、この規則による改正後の様式により提出された申請書等とみなす。

